

予防接種のご案内

2022年4月改訂
独立行政法人 国際協力機構
人事部 健康管理室

目次

| | |
|---|------|
| 1. はじめに..... | p.1 |
| 2. 費用補助対象者と費用補助対象期間..... | p.2 |
| 3. 費用補助となる予防接種について..... | p.2 |
| 4. 黄熱ワクチン（入国に必要なワクチン）について..... | p.3 |
| 5. 黄熱ワクチン以外の推奨されるワクチンについて..... | p.4 |
| 6. 接種方法..... | p.6 |
| 7. 費用補助申請方法（キャッシュレス接種以外の方）..... | p.8 |
| 8. 派遣形態および対象者別留意点 | |
| (1). 職員について..... | p.9 |
| (2). 短期派遣専門家・調査団員の方の予防接種について..... | p.9 |
| (3). JICA海外協力隊について..... | p.9 |
| (4). 妊娠中・授乳中の方について..... | p.9 |
| (5). 小児・乳幼児について..... | p.10 |
| (6). 65歳の方の「肺炎球菌ワクチン」について..... | p.11 |
| (7). 「髄膜炎菌性髄膜炎ワクチン」について..... | p.11 |
| (8). 「昭和37年度～昭和53年度生まれの男性の風しんワクチン」について..... | p.11 |
| 9. 海外で予防接種を受ける場合..... | p.11 |
| 10. 費用補助申請先、お問い合わせ先..... | p.12 |

1. はじめに

国際協力機構（JICA）は、開発途上国に派遣される関係者に対して、感染症予防対策として派遣（出張）前の予防接種を勧奨し、規程に従い費用補助をしています。感染症からご自身の身を守り、さらに周囲への感染を防ぐため、**必要な予防接種は可能な限り接種し、赴任後は日常生活における感染予防対策を徹底するようお願いいたします。**なお、基礎免疫をつけるには、数回接種が必要なものもあります。任国では予防接種が困難な場合も多いため、予防接種にかかる留意事項を確認のうえ、本邦にて余裕をもって接種を開始するようお願いいたします。

基本的に予防接種は自己管理するものです。

ご自身の接種歴を確認した上で、必ず医師と相談して接種をしてください。

なお、新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、この冊子には掲載しておりません。適宜 JICA からのお知らせ等でご確認ください。
原則、新型コロナウイルスワクチンとその他のワクチンは同時に接種できません。互いに片方のワクチンを接種してから2週間後に接種可能となります。接種スケジュールは余裕を持って検討するようにしてください。



2. 費用補助対象者と費用補助対象期間

下記対象者が派遣前（接種費用補助開始の時期以降）～派遣中に接種したものが対象です。派遣期間終了後は対象ではありません。（職員は別途「[職員について](#)」をご参照ください。）

予防接種費用補助対象者*と費用補助対象期間

| 費用補助対象者 | 費用補助開始の時期 |
|--------------------------|---|
| 在外職員 | 内示以降の接種 |
| 企画調査員（雇用） / 支所長 | 採用内定通知日以降の接種。 |
| 在外職員（企画調査員（雇用）含む）の随伴家族 | 在外職員等と同時に渡航する場合は、本人と同時期。 呼寄せの場合は、呼寄せ申請書の提出日以降の接種。 |
| 調査団（職員等外国出張含む） | 出張命令・依頼日以降（出張手続き開始以降）の接種 |
| 専門家等（企画調査員（委託契約）含む） | 派遣内定日以降の接種（派遣業務第一課より本紙が送付された以降の接種） |
| 専門家等（企画調査員（委託契約）含む）の随伴家族 | 専門家本人と同時に渡航する場合は、本人と同時期。 呼寄せの場合は扶養親族異動届の提出日以降の接種。 |
| JICA 海外協力隊 | 合格通知受領以降の予防接種 （ JICA 海外協力隊ホームページ「 合格者の方へ 」のご案内をご確認ください。） |

※渡航に際して国際協力共済会に加入する方が費用補助対象者となります。専門家および調査団員は、コンサルタント契約等を除きます。

3. 費用補助となる予防接種について

「渡航ワクチン*」のうち、受診先の医師が推奨し接種したワクチンが費用補助対象となります。

※渡航ワクチン：

黄熱、破傷風、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、ポリオ、日本脳炎、腸チフス、髄膜炎菌性髄膜炎、麻しん、風しん、水痘（水ぼうそう）、ダニ脳炎 のうち、FORTH（検疫所ホームページ）の渡航先の推奨にあるワクチンが補助の対象です。詳細は、5. 黄熱ワクチン以外の推奨されるワクチン（任意のワクチン）についてよくお読みください。

・各赴任国で推奨されるワクチンや入国に必要なワクチンとご自身の接種歴をご確認の上、受診先の医師とよくご相談ください。

・黄熱ワクチンの費用補助対象については p3. [「黄熱ワクチンの費用補助について」](#)を参照してください。

・インフルエンザワクチンについては添付2「季節性インフルエンザ予防接種の費用補助について」をご参照ください。

・小児については日本の定期予防接種で、自治体での費用補助が受けられなかったものも対象となります。※詳しくはp.10 [「小児 / 乳幼児について」](#)をご参照ください。

4. 黄熱ワクチン（入国に必要なワクチン） について

「渡航ワクチン」には黄熱ワクチン（入国に必要なワクチン）と各国で推奨されるワクチン（任意のワクチン）があります。

厚生労働省検疫所の情報サイト「FORTH」（以下「FORTH」）「黄熱について」をご参照いただき、ご自身が赴任される国において黄熱ワクチンが必須か否かをご確認ください。

また、赴任される国では必須でなくとも「黄熱に感染する危険のある国」を経由し入国する場合に、黄熱予防接種証明書を要求されることがありますので、ご注意ください。

- 厚生労働省検疫所 FORTH 「黄熱について」：

https://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html#world_list

黄熱ワクチン接種が必要ではない方は p.4 「5. 黄熱ワクチン以外の推奨されるワクチン（任意のワクチン）について」へお進みください。

黄熱ワクチン接種が該当された方は、下記＜黄熱ワクチンに関する留意事項＞をご確認ください。

＜黄熱ワクチンに関する留意事項＞

- 黄熱予防接種証明書（イエローカード）は生涯有効ですので紛失しないようご注意ください。
- 注射生ワクチンのため、接種後 27 日以上空けなければ他の注射生ワクチン接種ができません。
- 入国の 10 日前までに接種する必要があります。
- 持病のある方はあらかじめ主治医と相談することを推奨いたします。
- 60 歳以上の方は副反応の発生リスクが高くなるため注意が必要です。
- 接種後 2 ヶ月間は妊娠を避けるようにしてください。

＜黄熱ワクチンの費用補助について＞

ワクチンを接種する時点において、FORTH にて黄熱予防接種証明書要求国（経由地によって要求された場合も含む）及び予防接種推奨国に派遣される場合が対象です。なお、FORTH に記載がなくても、任国への入国に際し黄熱接種証明書が必要な場合は費用補助対象となります。

＜費用補助対象＞

- ① 予防接種料（診察料等の雑費も併せ実費を補助）
- ② 黄熱予防接種証明書（イエローカード）作成料
- ③ 交通費（以下に記載する条件を満たす場合）

- 接種証明書の紛失または有効期限更新のために再発行する場合、費用補助はありません。但し、パスポートの記載変更に伴い接種証明書の記載を変更する場合は、費用補助対象（実費を補助）となります。費用補助申請書と領収書に加え、変更前と変更後の接種証明書のコピーをご提出ください。（記載変更時に変更前の接種証明書は回収されるため、事前にコピーをお取りください。）
- あらかじめ赴任前に決まっている「黄熱に感染する危険のある国」への出張は、出張旅程表等を提出していただくことで費用補助対象となります。
- 任国渡航後に業務旅行される場合は費用補助対象のため、任国で精算となります。但し、私費旅行（緊急移送の準備含む）は費用補助対象外となります。

＜交通費について＞

【専門家・調査団】：居住地最寄り駅から接種可能な検疫所等の最寄り駅までの最も経済的な経路及び方法による交通費を支給します。ただし、支度料が支給される方は、居住地最寄り駅から

接種可能な検疫所等最寄り駅まで、最も経済的な鉄道路線で片道100 km以上ある場合のみ請求できます。

- 【 JICA 海外協力隊】（別途通知があります）：以下のいずれかに該当する場合に支給します。
- (1) 接種時現在の居住地最寄り駅から最も近い検疫所等の最寄り駅まで最も経済的な鉄道路線で片道100 km以上ある場合
 - (2) 居住地に最も近い検疫所等を訪問するために、航空機又は船舶又は車両の利用が必要となる場合、その片道運賃が3,500円を超える場合

【在外赴任の職員及びその随伴家族】：交通費は支度料に含まれるため、請求できません。

5. 黄熱ワクチン以外の推奨されるワクチン（任意のワクチン）について

各赴任国で推奨されるワクチンについては、FORTH に掲載されている【冒険旅行及び長期（1ヶ月以上）滞在者向け】の表をご確認ください。ご自身の赴任先地域に印（◎○△●▲）のあるワクチンが推奨されるワクチンとなります。今までの JICA の推奨ワクチンとは異なる部分があります。表 1 も併せてご参照ください。

FORTH 「海外渡航のための予防接種」：
<https://www.forth.go.jp/useful/vaccination.html>

表 1

| FORTH で推奨されていないが接種を推奨するワクチン |
|--|
| ① ポリオワクチン・髄膜炎菌性髄膜炎ワクチン ：どちらの感染症も流行が流動的であり、赴任先地域に印がなくても受診先医師に相談されることを推奨いたします。 |
| ② 腸チフスワクチン・ダニ脳炎ワクチン ：国内承認ワクチンがないため FORTH に記載がありません。 接種推奨国：腸チフスワクチンは全派遣国、ダニ脳炎ワクチンは東西ヨーロッパです。 国内未承認ワクチンの感染症について ・ FORTH 「腸チフス」について： https://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name11.html ・ FORTH 「ダニ脳炎」について： https://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name31.html |
| ③ 日本脳炎ワクチン ：パプアニューギニアに渡航の方はインドネシアと陸続きであることと、世界保健機関（以下 WHO と記載）とアメリカ疾病予防管理センター（以下 CDC と記載）においては感染流行地域ではあるため、接種を推奨します。 |

<任意のワクチンの留意事項>

- ・ アフガニスタン・パキスタンに4週間以上滞在する方は、任国出国時に1年以内の**ポリオ**予防接種証明書の提示を求められることがあります。
アフガニスタン・パキスタンは WHO 書式の予防接種証明書が必要のため、健康管理室国担当までお問い合わせください。

・麻しんは全派遣国に接種を推奨するものですが、渡航先によっては接種証明書または麻しん抗体証明書の提示が必要になる場合があります。（p.5-6をご参照ください）

・健康管理室では、皆様の予防接種の履歴保管はしていません。

予防接種はご自身での管理となりますので、各自予防接種の際には、医療機関で作成される「予防接種記録カード」等に、接種日・接種内容を記入し、必ず任国に持参してください。新たに「予防接種記録カード」のフォーマットをご希望される方は、健康管理室国担当までお問い合わせください。

派遣中に、病気になったり、動物に咬まれたり、怪我で受診した場合、過去の予防接種歴を確認される場合があります。

<任意の予防接種の費用補助について>

下記「渡航ワクチン」が費用補助対象となります。

渡航ワクチン

■破傷風 ■A型肝炎 ■B型肝炎 ■狂犬病 ■ポリオ ■日本脳炎 ■腸チフス
■髄膜炎菌性髄膜炎 ■麻しん ■風しん ■水痘（水ぼうそう） ■ダニ脳炎

※ FORTH（検疫所ホームページ）の渡航先で推奨されているワクチンが費用補助の対象です。対象外のワクチンについては、医師とご相談のもと接種された場合であっても、費用補助とならないことをご理解ください。

予防接種料：①診察料（時間外診察料を含む）＋②ワクチン代＋③ワクチン接種手技料＋④消費税
※診察料については、1回の渡航に対して3000円（税込み）を上限に、ワクチン補助上限額を超える場合でも実費を費用補助対象とします。

■狂犬病、髄膜炎菌性髄膜炎

①～④を併せて、25,000円（1種類/回）を上限とした実費

■上記以外の渡航ワクチン

①～④を併せて、10,000円（1種類/回）を上限とした実費

※アフガニスタン・パキスタンの渡航者はポリオ予防接種証明書発行が必要な場合があるため、その費用も別途補助します。

※麻しんは渡航先によってはワクチン接種証明書や抗体証明書等を要求する場合があります、その費用も補助対象となります。詳細は下記「**■麻しんについて**」をご確認ください。

■麻しんについて：

- ・注射生ワクチンなので接種後27日以上空けなければ他の注射生ワクチン接種ができません。
- ・予防接種を行うのは、赴任/渡航する国が要求する日にち（入国の2週間前まで等）となるよう、準備をしてください
- ・予防接種する時点において、渡航先が麻しんワクチン接種証明書等を要求する場合、上記費用補助（①～④を併せて、10,000円（1種類/回）を上限とした実費）ではなく、下記の費用補助対象となります。

<費用補助対象>

麻疹ワクチン接種証明書や麻疹抗体証明書が要求される渡航先に赴任予定であり、麻疹ワクチン未接種者、接種記録のない者、渡航予定国の求める接種回数が不足している者

| 該当者 | 費用補助 |
|------------------------------------|--|
| 麻疹ワクチン2回接種済の者 | ・麻疹ワクチン接種証明書作成料に係る実費 |
| 麻疹ワクチンが未接種または渡航予定国の求める接種回数が不足している者 | ・麻疹単体ワクチン、又はMR（麻疹風疹混合ワクチン）、又はMMR（麻疹風疹流行性耳下腺炎混合ワクチン）接種に係る実費 ・麻疹ワクチン接種証明書作成料に係る実費 |
| 接種したが、記録がない者 | ・麻疹単体ワクチン、又はMR（麻疹風疹混合ワクチン）、又はMMR（麻疹風疹流行性耳下腺炎混合ワクチン）接種に係る実費 ・麻疹ワクチン接種証明書作成料に係る実費 |
| 麻疹罹患歴のある者 | ・麻疹抗体検査料に係る実費 ・麻疹抗体証明書作成料に係る実費 ※抗体検査で証明できなかった場合は接種 |

<費用補助期間>

渡航予定国政府が当該入国措置の実施を公表した日以降に発生した費用を補助の対象とし、同措置終了の通知があるまでの期間とする。

※交通費の補助はありません。

※渡航先が接種証明書を要求しない場合は他のワクチン接種の費用補助（①～④を併せて、10,000円（1種類/回）を上限とした実費）に準じます。

・任意の予防接種は接種せずとも入国可能ですが、感染予防の観点から接種を推奨します。

・抗体検査、交通費、予防接種記録転記料（文書料）、寒冷地暖房費等（療養担当手当）は、補助対象外です。

・混合ワクチン（2種類または3種類以上）を接種した場合、補助対象となっているワクチン1種類につき10,000円を上限としてその実費を補助します。

例）①A型肝炎とB型肝炎混合の予防接種の場合は2種とも補助対象のため、20,000円を上限に実費を補助します。

②MMR（麻疹・流行性耳下腺炎・風疹の3種類）に含まれる流行性耳下腺炎は、自治体からの費用負担が受けられる小児の基本的予防接種ではないため、MMRは20,000円（麻疹と風疹の分）を上限に実費を補助します。



6. 接種方法

- ① FORTH において渡航先で推奨となっているワクチンをご確認ください。
ご自身の渡航先で黄熱ワクチンが該当された場合は、厚生労働省検疫所 FORTH 「黄熱について」を併せてご確認ください。
p.4 の表1 「FORTH で推奨されていないが接種を推奨するワクチン」もご留意ください。
- ② 任意の医療機関で接種の上、明細のわかる領収書を予防接種補助申請書とともに末尾の費用補助申請先にご提出ください。
- ③ 職員・専門家等（調査団を除く）においては、機構が発行する「予防接種依頼書」に必要事項を記入して持参することで、JICA 本部（麹町）近隣の指定医療機関でキャッシュレス接種が可能です。（JICA 海外協力隊はキャッシュレス接種対象外です）

キャッシュレス接種をご希望の方は、別紙「予防接種指定医療機関（キャッシュレス）での接種案内」をご参照ください。

キャッシュレス対応の指定医療機関は下記になります。

指定医療機関：医療法人社団 山岡クリニック
住所：東京都千代田区麹町4-3 麹町富士ビル 2F
電話番号：03-3264-5160
ホームページ：<https://www.yamaoka-clinic.com/>



留意点

- ・ 予防接種は自由診療のため、医療機関により取り扱うワクチンや費用が異なります。医療機関での取り扱いが少ないワクチンもありますので、ご自身に必要なワクチン接種が完了できるよう、接種スケジュールを検討する上でも、事前に医療機関にお問い合わせすることをお勧めいたします。
- ・ 注射生ワクチン（黄熱・麻しん・風しん・水痘等）を複数の種類もしくは複数回接種予定の方は、27日以上接種間隔を空ける必要がありますので、早めに医師と相談し接種スケジュールをご確認ください。
- ・ **新型コロナウイルスワクチンとそれ以外のワクチンは原則として同時に接種できません。そのため、新型コロナウイルスワクチンとそれ以外のワクチンは、お互いに一方のワクチン接種を受けてから2週間経過、あるいは2週間後以降に他方を接種するようにしてください。**
- ・ FORTH等を参考に各赴任国において推奨されるワクチンについて、ご自身のこれまでの接種歴を踏まえ、必要な接種内容や接種スケジュールを受診先の医師とご相談ください。
- ・ 添付1「基礎免疫、追加接種の目安」は、基礎接種（初めて渡航のためのワクチンを接種する方）および、追加接種（すでに、渡航接種を受けたことがある方）の目安です。
- ・ 追加接種の回数、追加の要否については添付1「基礎免疫、追加接種の目安」を参考に医師にご相談ください。医療機関の医師が必要と判断し接種した渡航ワクチン（FORTHの渡航先において推奨されているワクチン）は費用補助対象とします。

下記サイトで医療機関の検索が可能です。

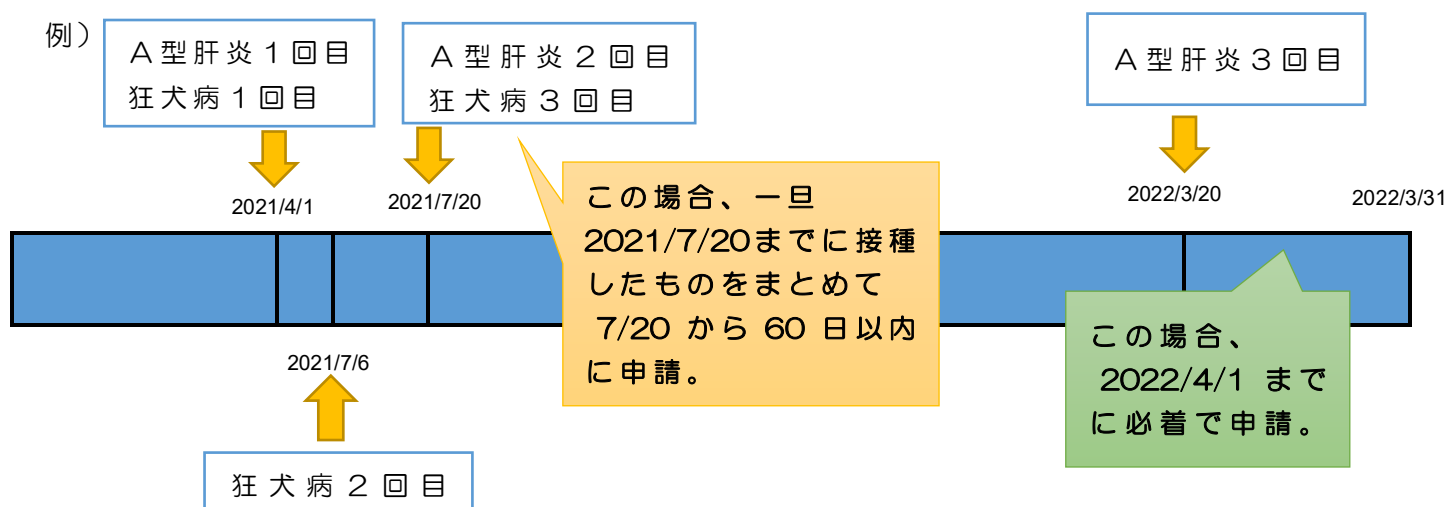
- 厚生労働省検疫所 FORTH 「予防接種実施機関」
<https://www.forth.go.jp/moreinfo/vaccination.html>
- 日本渡航医学会「国内トラベルクリニックリスト」
<http://jstah.umin.jp/O2travelclinics/>



7. 費用補助申請方法（キャッシュレス接種以外の方）

<費用補助の留意事項>

- **最後に接種したワクチンの領収日から60日以内**に、接種したものをまとめて JICA 各申請先担当宛に到着するようにお願いします。
- ワクチンの接種間隔が3ヶ月以上空く場合は、分けて申請してください。
(例：A型肝炎を2回目まで接種し、3回目接種が5ヶ月後になる等)
- **年度内(4/1～3/31)に接種したものは翌年度の4/1まで必着**です。3月に接種する方は**ご注意ください**。
- 不備のあるものは受付できませんのでご注意ください。
- 費用補助申請額と実際の入金額が異なる場合であってもご連絡しておりません。何か不明点等あれば健康管理室までお問い合わせください。



【申請書類】記入方法については別添申請様式を参照ください

- 予防接種料補助申請書（様式1 - ①）
- 領収書、明細書添付用紙（様式1 - ②）

※明細書がない場合、領収書にワクチン名ごとの料金が分かるよう記載を依頼してください。または医療機関の予防接種料金表の添付でも可能です。

- 黄熱予防接種交通費（様式2） 【専門家・調査団専用】：該当者のみ

※予防接種記録についてはご自身で管理していただき、健康管理室には指示がある場合以外は提出不要です。（但し、キャッシュレス接種の場合は予防接種カードが必要です）

8. 派遣形態および対象者別留意点

(1). 職員について



随伴家族を含め、ワクチンの接種管理をお願いいたします。
接種記録は必ず保管し適時追加接種を行い、健康管理に努めてください。

出張、赴任後に基礎免疫分の予防接種は費用補助の対象とします。詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

(2). 短期派遣専門家 / 調査団員の方※の予防接種について

出張や短期間の滞在では、感染症の危険にさらされる期間が短く、日常生活で予防措置を徹底すれば、感染症にかかるリスクは長期滞在に比べて低いと考えられますが、滞在期間や業務・活動内容等も考慮して渡航前に受ける予防接種を選択してください。

短期の場合も FORTH で参照する部分は【短期観光客向け】ではなく、【冒険旅行及び長期（1ヶ月以上）滞任者向け】となります。

短期派遣の方で追加接種時期（3回目）が帰国後になる場合、将来の海外赴任や旅行に備えて、所定の間隔で追加接種を受けて基礎免疫を終了しておく事をお勧めします。（ただし、**帰国後の予防接種料は JICA の費用補助対象外となります。**）



※上記の専門家および調査団員とはコンサルタント契約等の業務実施契約（単独型）を除きます。

(3). JICA 海外協力隊について

ホームページ「合格者の方へ」<https://www.jica.go.jp/volunteer/qualifier/index.html>も合わせてご確認ください、接種が必要な場合は本紙に基づきご対応ください。

長期派遣者向け訓練参加者は訓練所にて予防接種を行う予定ですが、訓練所入所前に必要な予防接種がある場合は入所前の指定された期日までに済ませてください。また、赴任する各国からの留意事項がホームページ「JICA 海外協力隊赴任前留意事項【国別】」

<https://www.jica.go.jp/volunteer/qualifier/consideration/>

に掲載があるのでご確認ください。

黄熱予防接種費用申請書・黄熱予防接種交通費申請書は、対象者に別途配布されます。

短期合同訓練参加者や訓練所に入所しない方は、本紙に基づき予防接種を実施してください。

任国では必要なワクチンが確保できないことや、在庫が流動的な場合が多く、希望通りの接種ワクチンが難しい場合があります。

必要な予防接種を本邦で実施してからの渡航を、強く推奨いたします。



(4). 妊娠中・授乳中の方について

妊娠中又は妊娠している可能性がある方は、一般に全妊娠期間を通じて生ワクチンの接種は**原則禁忌**です。

妊婦が黄熱感染の可能性のある国へ渡航することは勧めません。

また、授乳中の黄熱ワクチンも避けるべきと言われています。

接種の必要がある場合には医療機関の医師とよく相談をしてください。



(5). 小児・乳幼児について

日本の定期予防接種を優先的に接種してください。

自治体から費用補助が受けられる対象年齢の方が、派遣決定後および在外赴任中（出発日～帰国日、一時帰国含む）のために自治体の補助が受けられない場合にのみ補助します。

小児の定期予防接種

■ DPT-IPV（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ） ■ BCG ■ MR（麻しん・風しん）
■ 日本脳炎 ■ ヒトパピローマウイルス（HPV） ■ Hib ■ 水痘（水ぼうそう） ■ 肺炎
球菌 ■ B型肝炎
■ ロタウイルス

子どもの定期接種スケジュールについては、下記をご参照しご検討ください。

NIID 国立感染症研究所 定期予防接種スケジュール

[JP20220920_01_1.png \(16148×11418\) \(niid.go.jp\)](http://www.niid.go.jp/niid/files/jp20220920_01_1.png)

日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール

http://www.ipeds.or.jp/uploads/files/vaccine_schedule.pdf

※ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについては2022年4月1日～2025年3月までの期間、キャッチアップ接種を実施しております。

詳細は下記厚労省のご案内をご参照ください。

[ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの接種を逃した方へ](#)

<留意点>

- ・日本の定期予防接種のうち、特に、4種混合（DPT-IPV）、BCG、麻しん、Hibは、WHOが中心となって世界的規模で進めている「予防接種拡大計画（EPI：Expanded Program on Immunization）」で接種勧奨されている予防接種ですので、赴任先が先進国・途上国いずれの場合も、最優先に接種してから渡航するようにしてください。
- ・定期予防接種をした上で、小児も成人と同様に、渡航ワクチンの接種を勧めます。
- ・黄熱予防接種は9ヶ月以上の乳児は接種する必要があります。一部の国では6ヶ月以上の乳児にも接種を要求していることがありますので、必ず事前に赴任国の情報をご確認ください。

<お子さまが海外で予防接種をする場合の留意事項>

- ・予防接種の方針は国によって異なり、日本は諸外国と比較して、乳幼児期に義務化されている予防接種の種類や回数が少ない傾向にあります。
- ・お子様が現地で学校に入学する場合、その国の方針に従って不足分の接種が必要になる場合がありますので、赴任後は、現地医療機関の医師の指示に従って接種してください。（但し、JICAで費用補助となる予防接種は、本紙で費用補助対象としている予防接種のみです。）
- ・現地で病院受診が必要になった場合や、学校に入学させる際には、母子手帳に記載されている情報や、既往歴・アレルギーの有無、予防接種記録が必要となる場合がありますので、医療機関の医師の署名入りの英語訳を赴任時に携行することをお勧めします。

<費用補助について>

予防接種料

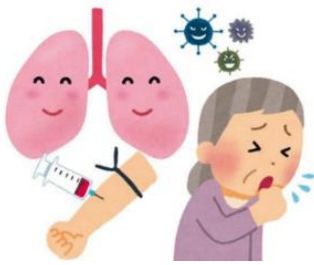
①診察料＋②ワクチン代＋③ワクチン接種手技料＋④消費税

（時間外診察料を含む）

①～④を併せて、10,000円（1種類/回）を上限とした実費



(6). 65 歳の方の「肺炎球菌ワクチン」について



2019 年 4 月 1 日より、65 歳の方に自治体からの補助があります。

該当年齢の時に海外にいて自治体からの補助を受けられない場合のみ、接種費用の補助となります。

＜費用補助について＞

予防接種料：①診察料＋②ワクチン代＋③ワクチン接種手技料＋④消費税（時間外診察料を含む）

①～④を併せて、10,000 円（1 種類 / 回）を上限とした実費

(7). 「髄膜炎菌性髄膜炎ワクチン」について

小児は 2 歳から接種可能ですが、有効性及び安全性は確立されておりません。また、56 歳以上の方への有効性及び安全性も確立されていない状況です。

どちらも医師と相談した上で接種を検討してください。

サウジアラビアではメッカからの巡礼時期（ハッジ・ウムラ）に、査証取得する際に予防接種が要求されます。



(8). 「昭和 37 年度～昭和 53 年度生まれの男性の風しんワクチン」について



1962 年 4 月 2 日～1979 年 4 月 1 日生まれの男性を対象に、抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を配布する事業が、2019 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日までの 3 年間実施されています。詳細については住民票のある市区町村にお問い合わせください。

9. 海外で予防接種を受ける場合

国によってワクチンの流通事情は大きく異なるため、できるだけ渡航前の接種を推奨します。

海外で接種する場合は、信頼できる製造会社のものか、WHO 等の公的機関から品質が承認されているか、適切な温度管理下で保管されているか等、安全性を判断してください。WHO や各製薬会社のサイト等も併せてご参照ください。

日本で初回接種を受け、追加を海外で受ける場合は、追加接種の時期や接種するワクチンについて日本の担当医師に助言を得ておくようにしてください。ご不明な場合は、任国での在外健康管理員または本部健康管理室にお問い合わせください。

また、日本では、ワクチン接種による健康被害が生じ因果関係が証明された健康被害については、多くが予防接種健康被害救済制度の対象となりますが、開発途上国では対応措置が殆どとられていないのが実情です。

【WHO ワクチン品質に関する情報】

WHO/UN United Nations prequalified vaccines

<https://extranet.who.int/pqweb/vaccines/list-prequalified-vaccines>



10. 費用補助申請先、お問い合わせ先

本邦で接種した分の費用補助申請書の申請先は下記担当宛、在外で接種した分については在外事務所に提出してください。ただし、派遣国に在外事務所がない場合（本部直轄の専門家等含む）、及びやむを得ない事由により在外事務所で支払い手続きができなかったものは、本邦申請先へご提出ください。

| 対象者 | | 費用補助申請関連 申請先・問い合わせ先 | 予防接種の内容等 の問い合わせ先 |
|--|--|---|--|
| JICA 海外協力隊 | 合格後～派遣前まで | 【問い合わせ先】 JICA 海外協力隊合格者窓口 045-719-5182 【申請先】 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル 7F 青年海外協力隊事務局 人材育成課 JICA 海外協力隊合格者窓口 宛 | 健康管理室 海外班 03-5226-6402 |
| | 派遣中・一時帰国中 | 【問い合わせ先】 海外業務第一・二課 派遣手続き担当 03-5226-8095 【申請先】 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル 7F 独立行政法人 国際協力機構 青年海外協力隊事務局海外業務第一・二課派遣手続き担当 宛 | |
| 対象者 | | 費用補助申請先 | 予防接種の内容等 の問い合わせ先 |
| 専門家 企画調査員 （業務委託 契約）等 | 東南アジア地域 | 派遣業務第一課専門家1班 03-5226-6384 | 健康管理室 海外班 03-5226-6402 |
| | 大洋州・中南米・ 東南アジアの一部、東・ 中央・南アジア 先進国地域 | 派遣業務第一課専門家2班 03-5226-6388 | |
| | 中東・欧州地域 アフリカ地域 | 派遣業務第一課専門家3班 03-5226-6392 | |
| JICA職員等 調査団員 | 国内勤務者 調査団員 | 派遣業務第二課 調査団1班 03-5226-6372 調査団2班 03-5226-6374 | 健康管理室 職員班 03-5226-6419 （但し、外部人材 の調査団員は、上 記健康管理室海外 班にて対応） |
| | 企画調査員（雇用契約） 在外勤務（予定）者 随伴家族 ※本邦で接種した場合 | 健康管理室 職員班 03-5226-6419 | |
| <p><専門家・企画調査員・職員・調査団員申請書送付先住所></p> <p>〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 各申請先宛（上記参照）</p> | | | |